

採点基準

1. 採点における評価内容

○次の A～E の 5 段階の評価

- A：非常に優れている（配点×1.0）
- B：優れている（配点×0.8）
- C：標準（配点×0.5）
- D：やや劣る（配点×0.2）
- E：劣る（配点×0.1）

2. 採点方法

○審査区分

- ・実施体制（4 項目、配点 10 点→計 40 点）
- ・支援内容（4 項目、配点 10 点又は 20 点→計 50 点）
- ・提案価格（最高 10 点）

各委員持ち点 90 点

価格点 10 点以内

※満点は 460 点

3. 評価項目の構成

○評価の柱

- ・山梨県の状況を理解していること（県事業、方向性）
- ・参加者の拡充と内容の充実に対応できること
- ・実効性・
 - ①具体的に実施できる内容であること（○できます ×やります）
 - ②子ども支援の県内関係団体（者）と協力できる体制

（1）実施体制に関する基準

↓ 点数を付ける際のポイント

項目	評価の視点
① 確実に業務が遂行できる実施体制になっている (10 点)	・担当、人数等が仕様書の要件を満たしている ・具体的な学習指導方法がある ・具体的な生活支援の実施方法がある
② 配置する職員は、学習支援の経験が豊富である (10 点)	・職員の履歴（経験）の記載 ・各職員のセールスポイントの記載
③ 子どもの支援に対する理解が充分にある (10 点)	・配置する職員のみならず、団体全体で子ども支援の理解を深める具体的な取組みがある (過去の実績や今後の具体的な計画がある場合は評価を高める)
④ インフルエンザ等、感染拡大時にも独自の学習支援場所を確保できる (10 点)	・独自の学習支援場所を確保できる方策がある ・感染拡大時の具体的な別支援の方法がある

(2) 課題対応、支援内容に関する基準

基準	評価の視点
① 山梨県における子どもの貧困の現状や課題、本業務の目的を理解し、使命感を持っている (10 点)	・ 山梨県の子ども福祉の現状を理解している ・ 本業務の目的を理解している ・ 貧困対策に関する使命感がある
② 対象家庭の個々の事情に応じた子ども及び保護者の生活相談、実践的な支援ができる (10 点)	・ 参加要件の世帯毎に生活相談ができる提案がある ・ 実践的な支援につなぐことのできる具体的な方法がある
③ 参加者の学習及び進学相談に関する効果的な指導が期待できる (10 点)	・ 個々の参加者に合わせた学習指導方法（個別計画）が立案できる体制にある ・ 山梨県を含む近都県の進学、高校受験のために情報を提供できる (過去の実績や今後の具体的な提供方法がある場合は評価を高める)
④ 参加者に対し、社会性の育成、学習意欲の向上のために、体験活動を提案できる (20 点)	・ 社会性の育成、学習意欲の向上が期待できる具体的な企画の提案がある。(事例のみの提案、調整を要し実現性に欠ける提案は、評価を低める)

(3) 提案価格 (10 点)

- ・ 評価項目にある仕様書にある事項を実現できるだけの内容が担保されていることを前提とし、提案価格の低い順に評価する。
- ⇒ 最低価格団体を A 評価 (10 点)、次点を B 評価 (8 点)、これ以下は加点を行わない。

(4) コメント (点数無し)

- ・ 採点后、点数の高かった団体と点数の低かった団体と比較し、点数の高かった団体の優れていた点等を記載していただき、その内容を公表する (委員名は非公表)